

ハッピーリタイアメント宣言				作成日 年 月 日	
農業経営から身を引いた自分自身が、第2の人生を楽しく歩んでいることを想像して、思い切ってリタイアメントを宣言してしましましょう。					
宣 言	私の名前は、		です。年齢は		歳で、
	10年後には、		歳になります。		
			する（である）		年後に、
	私の経営を譲り、第2の人生をスタートさせたいと思います。				
	趣味として、				
	仕事として、				
	をしたいと思っています。				
	そのために、		に相談しながら、		
経営継承計画を		年 月	までに策定します。		
引 退 後 の 生 活 設 計	A 引退後の必要資金 (①-②+③) × 12か月 × 年数 (※)				(万円)
	※65歳時点での平均余命は男性20年、女性25年				
	① 生活費 (月額)				(万円)
	② 年金収入 (月額)				(万円)
	③ 引退後の収入 (月額)				(万円)
B 預貯金・積立金				(万円)	
C 退職金				(万円)	
余裕 (不足) 資金の総額 B + C - A					(万円)

## 経営継承に関する誓約書

- 1 甲の農業経営を、乙が継承することに甲乙双方が同意します。
- 2 甲乙双方の家族も、この同意について承諾しています。
- 3 乙は甲の農業経営の後継者として、自分を鍛え、経営を学び、甲の教えを引き継いで、より良い経営者を目指します。
- 4 下記の約定について、すべて同意し、経営継承の完了を誓約いたします。

### 記

#### (個人経営の場合の例示)

- ・ 財産の移転  
甲が所有する農業経営に必要な農地、施設、設備機械、顧客名簿、その他の資産の移転日を〇〇年〇〇月〇〇日と定める。なお、財産の移転に必要な概算額は、〇〇〇〇〇〇〇円とする。
- ・ 個人保証  
個人保証については、×××××××とする。
- ・ 経営継承後の役職と報酬  
甲は、乙の×××としてアドバイザー役となり、顧客の引き継ぎなどを行い、非常勤となる。役職、報酬及び期間は以下のとおりとする。  
役職：×××××× 報酬：月額〇〇〇〇〇〇円 期間：引退後〇年間

#### (法人経営の場合の例示)

- ・ 株式の移転  
株式の名義変更日を〇〇年〇〇月〇〇日と定め、当社株式〇〇〇株を譲り受ける。なお、株式の移転に必要な概算額は、〇〇〇〇〇〇〇円とする。
- ・ 個人保証  
個人保証については、×××××××とする。
- ・ 代表取締役交代の期日  
代表取締役交代の期日は、〇〇年〇〇月〇〇日と定める。
- ・ 外部への発表と引き継ぎ  
代表取締役交代の発表日を〇〇年〇〇月〇〇日と定め、関係者への挨拶と引き継ぎを行う。
- ・ 代表取締役引退後の役職と報酬  
甲は、乙の×××としてアドバイザー役となり、顧客の引き継ぎなどを行い、非常勤となる。役職、報酬及び期間は以下のとおりとする。  
役職：×××××× 報酬：月額〇〇〇〇〇〇円 期間：引退後〇年間

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 現経営者 (自署又は捺印)

乙 後継者 (自署又は捺印)

## 名義株確認書兼名義書換承諾書

〇〇〇〇〇〇株式会社 御中

貴社の株主名簿に載っております、私名義の貴社株式●●●株の実質所有者は創業者の□□□□であり、名義を貸しただけにすぎません。

したがって、貴社の株主名簿において、私名義から真実の株主である創業者□□□□に、所有者を書き換える件につきましては、これを了承いたします。

●●年●●月●●日

住所

氏名

自署及び実印

(注) 承諾を得る前に株式の所有者を書き換えると、贈与（無償譲渡）を受けたものとみなされる場合がありますので、承諾書を得てから株式所有者の書き換えを行ってください。後日のトラブルを防止する観点から、印鑑証明書を添付してもらうこと、確定日付を取得することをお勧めします。

収入  
印紙

## 経営継承契約書

〇〇（以下「甲」という。）と□□（以下「乙」という。）とは、甲の農業経営を乙に継承するにつき、次のとおり契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 甲は、甲の農業に係る事業（以下「本件事業」という。）を乙に継承する。

### （譲渡日）

第2条 経営継承を行う日（以下「継承日」という。）は、●●年●●月●●日とする。  
ただし、手続の進行に応じ必要なときは、甲乙協議の上、継承日を変更することができるものとする。

### （継承する資産）

第3条 甲から乙に継承する資産は、継承日現在の本件事業に関する資産（以下「継承資産」という。）とし、その範囲及び細目については、末尾表示記載のとおりとする。

2 甲は、継承日において継承資産を乙に引き渡す。引き渡しにつき、登記・登録・通知等の手続は必要なものについては、継承日後遅滞なく甲乙協力してこれを行う。引渡手続に要する費用は、乙の負担とする。

3 引渡手続に関する公租公課は、引渡終了に至るまでの分を甲、引渡後の分を乙の負担とする。

### （契約関係の継承）

第4条 乙は、本件事業に関する売買契約、業務委託契約その他必要な契約関係を継承するものとし、甲は、必要に応じ最大限協力するものとする。

### （従業員の取扱い）

第5条 本件事業に従事している甲の従業員は乙が継承する。

2 甲は、甲の全従業員について継承日までに発生する賃金・退職金債務その他甲との労働契約に基づき、又はこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、乙は同債務を継承しない。

### （代金・支払方法）

第6条 経営継承の代金は、金●●●円とする。なお、当該代金については、別途消費税及び地方消費税が付加される。

2 乙は、甲に対し第1項の代金のうち金●●●円については本契約日に支払い、残額については●●年●●月●●日までに支払うものとする。

## (善管注意義務)

第7条 甲は、本契約締結後引渡し完了に至るまでの間、善良なる管理者の注意を持って継承資産を管理し、甲が継承資産に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしようとするときは、予め乙の承認を得なければならない。

## (不可抗力)

第8条 本契約締結後引渡し完了に至るまでの間において、天変地異その他の不可抗力により継承資産に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議の上、本契約の継承条件を変更することができる。

## (協議事項)

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上決定する。

本契約の証として本書1通を作成し、甲乙記名捺印の上、乙が原本、甲がその写しを保有する。

●●年●●月●●日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

## (継承資産の範囲及び細目)

範囲	細目
<b>(流動資産)</b>	
売掛金・未収金	<b>□□商店●●千円、△△商社●●円</b>
農産物・原材料	<b>長芋 800kg、包材 120口</b>
<b>(有形固定資産)</b>	
建物・構築物	<b>倉庫1棟●●㎡(××町××番地)、 パイプハウス3連棟●●㎡(××町××番地)</b>
農機具等	<b>耕運機1台(型番●●)</b>
果樹・牛馬等	<b>果樹●●年植栽 80本、未成熟果樹●●年植栽 30本</b>
土地	<b>農地3筆●●●㎡(××町××番地、××番地、××番地)</b>
<b>(無形固定資産)</b>	
商標権	<b>商標登録●●●号</b>
<b>(負債)</b>	
買掛金・未払金	<b>〇〇協同組合●●千円、□□建設●●千円</b>
借入金	<b>□□銀行●●千円、△△氏●●千円</b>

## 株式譲渡契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□□（以下「乙」という。）は、甲が所有する株式会社△△△（法人番号●●●●。以下「丙」という。）の株主の地位、又は権利を表章する有価証券である株券（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。）を含む。）（以下「本株式」という。）を乙に譲渡することにつき、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、本株式を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

### （譲渡対象物）

第2条 譲渡対象物は、本株式●●●株の全株とする。

### （譲渡代金）

第3条 本株式の1株当たりの譲渡価額は金●●●●円とし、総額は金●●●●円とする。

### （譲渡代金の支払）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、甲から第2条の譲渡対象物の引渡しを受け、それと引き換えに第3条の譲渡代金●●●●円を甲に支払うものとする。

2 甲は、乙と協力して、本契約締結後に乙の氏名及び住所等の株主名簿記載事項を記載することを、遅滞なく丙に請求するものとする。

### （役員退職・役員変更）

第5条 甲は、本契約締結時における丙の取締役及び監査役（以下「現役員」という。）の辞任届を本契約締結後、速やかに乙へ提出するものとする。

2 甲は、丙へ臨時株主総会の招集を請求するとともに、本契約締結日に開催される臨時株主総会において、以下の議案を承認可決しなければならない。

- 一 現役員が取締役及び監査役を辞任すること
- 二 乙が指定する者を新たに取締役及び監査役として選任すること

3 前項の臨時株主総会の開催及び決議につき、甲及び現役員が一切の異議を申し出ないことを、甲は乙に確約するものとする。

### （甲の保証）

第6条 甲は、本契約に関して次の各号の事項を、乙に保証するものとする。

- 一 甲が、乙に提出した貸借対照表が本契約締結日における財産状況を正しく表示しており、その記載内容に誤りがないこと。
- 二 本契約締結日において、貸借対照表記載の負債以外の負債がないこと。
- 三 本契約締結日において、本株式に質権等の担保権その他の権利が設定され、又は負担が設定されていないこと。
- 四 本契約締結日において、何らの訴訟も係属しておらず、かつ、本契約締結日以前に生じた事由が原因となり将来損害賠償の請求を受ける紛議又はそのおそれがないこと。
- 五 本契約締結日以前において、税務申告届が適正になされ、また公租公課が適正に納付されていること。

六 丙所有の不動産は、本契約締結日において末尾表示の不動産のとおりであること。

七 末尾表示の不動産について、担保権・用役権・負担等の完全なる所有権の行使を妨げる権利等が存在しないこと。

(協力義務)

第7条 甲は、本契約締結日以前の事案につき、乙又は第三者から説明等を求められた場合は、誠実に協力して対応するとともに、現役員に協力させるものとする。

2 甲は、乙が末尾表示の不動産の測量・境界確認・建物賃貸借について立会いや説明等を求められた場合は、誠実に協力して対応するとともに、現役員に協力させるものとする。

(協議事項)

第8条 本契約に定めなき事項や解釈上の疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に則り、甲及び乙が協力して、温かな解決に向け努力するものとする。

(管轄裁判所)

第9条 本契約に関して万一紛争が生じたときは、▲▲地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成のうえ、甲及び乙が記名押印し、甲及び乙が各1通を保持することとする。

●●年●●月●●日

甲 住所

氏名 ○○○○

乙 住所

氏名 □□□□

【不動産の表示】

1 土地

所在 ▲▲市▲▲町▲▲丁目

地番 ▲▲番▲▲

地目 農地

地積 ▲▲平方メートル

2 建物

所在 ▲▲市▲▲町▲▲丁目▲▲番▲▲号

家屋番号 ▲▲番

種類 鶏舎

構造 鉄骨造スレート葺き

床面積 1階 ▲▲. ▲▲平方メートル 2階 ▲▲. ▲▲平方メートル

## 引用・参考文献一覧

### (全般)

中小企業基盤整備機構,令和3年版事業承継支援マニュアル  
及び令和3年版中小企業経営者のための事業承継対策  
日本政策金融公庫農林水産事業,農林業業者の事業承継支援  
日本政策金融公庫国民生活事業,つなぐノート  
清文社,牧口晴一・齋藤孝一著,中小企業の事業承継 12 訂版  
中央経済社,経営承継の仕組み・方法・実際  
あさ出版,エッサム著,社長の想いを引き継ぐ事業承継の進め方  
築地書館,新井毅著,稼げる農業経営のススメ  
事業承継センター,事業承継ノート

### (第1章)

- 1 食料・農業・農村基本法,平成11年法律第106号
- 2 岩波書店,新村出編,広辞苑第7版,2018年
- 3 中小企業庁,2017年版中小企業白書  
<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>

### (第2章)

- 4 帝国データバンク,全国社長年齢分析,2021年2月  
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p210202.html>
- 5 農林水産省,2020年農林業センサス(表6のみ2015年農林業センサス)  
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>
- 6 帝国データバンク,2021年後継者不在率調査,2021年11月  
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p211104.html>
- 7 東洋経済オンライン,建設業、深刻さを増す「後継者不在」の複雑背景,2021年1月  
<https://toyokeizai.net/articles/-/401302?page=3>
- 8 帝国データバンク,事業承継に関する企業の意識調査,2021年8月  
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p210905.html>
- 9 東京商工リサーチ,全国社長の年齢調査(2019年12月31日時点(再編加工)),中小企業庁,2021年版中小企業白書  
[https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200612\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200612_01.html)  
<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho.html>
- 10 東京商工リサーチ,企業情報ファイル(再編加工),中小企業庁,2021年版中小企業白書  
<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho.html>
- 11 日本政策金融公庫農林水産事業,平成30年上半期農業景況調査関連  
[https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/topics\\_181031b.pdf](https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/topics_181031b.pdf)

### (第3章)

- 清文社,稼ぐ農家・農業法人のための経営継承コンサルティング
- 12 厚生労働省,令和3年版厚生労働白書  
[https://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/hakusho/index.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/index.html)
  - 13 農林水産省,補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について,平成20年5月

23日20経第385号,最終改正令和3年12月24日3号第1774号

- 14 旧商法,第226条第1項,平成16年商法改正前
- 15 旧商法,第227条第1項,平成16年商法改正後
- 16 会社法,第214条,平成18年法律第86号
- 17 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律,第76条第4項,平成17年法律第87号
- 18 会社法,第215条第1項
- 19 会社法,第128条第1項,平成18年法律第86号

### (第4章)

- 20 国税庁,タックスアンサー, No.4623 農地の評価  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hyoka/4623.htm>
- 21 国税庁,タックスアンサー, No.4602 土地家屋の評価  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4602.htm>  
国税庁,財産評価基準書路線価図・評価倍率表  
<https://www.rosenka.nta.go.jp/>
- 22 所得税法施行令第120条の2第1項第1号または法人税法施行令第48条の2第1項第1号
- 23 減価償却資産の耐用年数等に関する省令
- 24 国税庁,財産評価基本通達  
[https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sisan/hyoka\\_new/01.htm](https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sisan/hyoka_new/01.htm)
- 25 国税庁,タックスアンサー, No.4638 取引相場のない株式の評価  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hyoka/4638.htm>  
国税庁,令和3年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について  
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/r03/2106/index.htm>

### (第5章)

- 26 清文社,牧口晴一・齋藤孝一著,中小企業の事業承継 12 訂版
- 27 国税庁,タックスアンサー, No.4408 贈与税の計算と税率(暦年課税)  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4408.htm>
- 28 国税庁,暮らしの税情報(令和3年度版) 財産を相続したとき  
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/05\\_4.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/05_4.htm)
- 29 国税庁,タックスアンサー, No.2732 退職所得の源泉徴収税額の速算表  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2732\\_besshi.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2732_besshi.htm)

## 監修

村上一幸（株式会社ケミストリー代表取締役、中小企業診断士、事業承継士）

地域活性化を主な事業ドメインとして農業者及び組織・団体の経営戦略・計画策定や経営改善・改革プランの策定、マーケティングや組織マネジメントなど幅広く支援している。直近では、経営継承や経営継続マネジメント、SDGsの支援が多くなっている。「理論無くして実践無し、実践無くして理論無し」がモットー。

<保有資格> 中小企業診断士、事業承継士、上級農業経営アドバイザー試験合格者、水産業経営アドバイザー試験合格者、林業経営アドバイザー試験合格者、食品安全システム審査員補(JRCA)、JFS-A/B規格(セクター:E/L)監査員、JGAP/ASIA GAP指導員

## 検討委員(50音順)

伊東 悠太郎（水稲種子農家、事業承継士）

JA全農入会後、地域農業の担い手に出向くJA担当者「TAC」の支援、農業者団体（法人協会、JA青年部、4Hクラブ）との連携（生産資材費低減に向けた資材事業研究会の取り組み）、「事業承継ブック～親子間の話し合いのきっかけに～（親子版）、～世代間を超えた話し合いのきっかけに～（集落営農版）」の発行、全農営農管理システム「Z-GIS」などに携わる。令和元年に実家で親元就農し、その傍らで「農業界の役に立ちたい」を開業。事業承継に関する執筆や講演、個別支援、実践塾を開催。

<監修> 「事業承継ブック～産地全体の話し合いのきっかけに～（部会版）」  
「ハッピーリタイアブック」（全農）

中野 眞一（株式会社日本政策金融公庫農林水産事業）

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部営業推進部課題解決支援第二グループグループリーダー

村上一幸（株式会社ケミストリー代表取締役、中小企業診断士、事業承継士）

森 剛一（税理士、農業コンサルタント）

慶応義塾大学経済学部卒業後、全国農業協同組合中央会（JA全中）勤務を経て、1995年に森税務会計事務所開業。2003年にアグリビジネス・ソリューションズ株式会社を設立。2015年より一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会会長。公益社団法人日本農業法人協会、JA全中、アグリビジネス投資育成株式会社などの顧問税理士を務める。

<主な著書> 「法人化塾ーインボイス制度対応と農業の経営継承・組織再編」（農文協）  
「農業法人の会計・税務ハンドブック」（全国農業会議所）ほか

山本 淳子（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 本部 ユニット長）

大阪府立大学農学研究科博士前期課程を修了し農林水産省入省、2020年4月より現職。日本農業経営学会 常任理事、博士（農学）。日本農業法人協会会員への調査等を長年行っており、経営継承を専門的に研究。平成20～29年農業経営継承事業推進委員会委員（全国農業会議所）を務める。

<研究成果>「農業法人の経営継承対策—基本的な考え方と類型別の特徴」

<著 書>「農業経営の継承と管理」（農林統計出版）

#### 特別協力（50音順）

木之内 均（東海大学経営学部学部長、木之内農園代表取締役会長）

内藤 博（一般社団法人事業承継協会代表理事）

全国農業協同組合連合会耕種総合対策部

日本政策金融公庫農林水産事業本部営業推進部

#### 委託事業担当

農林水産省

足利義輝（経営局経営政策課）

小泉亜弓（経営局経営政策課）

NPO法人日本プロ農業総合支援機構

田中剛人（事務局長、中小企業診断士、社会保険労務士）

高田裕司（上席コンサルタント、中小企業診断士、事業承継士）

饗庭靖之（顧問弁護士、首都東京法律事務所弁護士）

農林水産省 令和3年度農業経営・改善支援調査委託事業  
（受託者：NPO法人日本プロ農業総合支援機構）



